

意見募集要領

1. 意見募集対象

有線テレビジョン放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案

2. 資料入手方法

意見募集対象については、次項の連絡先窓口において配布するとともに、総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口「e-Gov」 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3. 意見の提出方法

意見は、氏名（団体の場合は団体名、代表者名及び連絡担当者名）、住所（団体の場合は所在地）、電話番号、メールアドレス、職業（団体の場合は業種）を御記入の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。提出意見は、様式に従い日本語で記入してください。

なお、FAX、持参又は郵送の場合、提出いただいた意見を電子媒体（別途指定させていただきます。）により提出して頂くようお願いすることがありますので、その際は御協力をお願いいたします。また、御提出いただいた媒体については、特段の御要望がない限り返却いたしませんので、その旨あらかじめ御了承ください。

【電子メールの場合】

電子メールアドレス：catv_act_at_mtl.soumu.go.jp

（※スパムメール対策のため、「@」を「_at_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室 制度係 宛

なお、電子データの容量が5MBを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

【FAXの場合】（※担当に電話連絡後、送付してください。）

電話番号：03-5253-5809

FAX番号：03-5253-5811

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室 制度係 宛

【持参又は郵送の場合】

送付先住所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館 11階

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室
制度係 宛

4. 意見提出期限

平成21年12月7日（月）午後5時（必着）

5. 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口「e-Gov」 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省情報流通行政局 衛星・地域放送課地域放送推進室にて配布します。

御記入いただいた氏名（団体名、団体の代表者名及び連絡担当者名）、住所（団体の所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。また、御記入いただいた職業（業種）は、提出意見がどのような立場から出されたものかを認識するために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

様 式

意 見 書

平成 2 1 年 月 日

総務省情報流通行政局
衛星・地域放送課地域放送推進室 宛

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号
電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「有線テレビジョン放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。